

一般社団法人 小牧市観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人小牧市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県小牧市中央に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、小牧市の魅力ある地域づくり並びに観光に関する事業を行うことにより、住民の愛着と誇りを醸成し、地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進に関する事業
- (2) 観光情報の発信に関する事業
- (3) 観光の振興に関する事業
- (4) 観光物産の振興に関する事業
- (5) 観光資源の調査に関する事業
- (6) 各種行祭事の実施並びに推進に関する事業
- (7) 小牧市及び各種団体からの受託に関する事業
- (8) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員等)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の会員となったもの
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体

2 前項の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会(以下「総会」という。)とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるとき又は欠員のときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長が議長となる。
- 3 会長及び副会長に事故があるとき又は欠員のときは、出席正会員の互選によって議長を定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は、代理人によってその決議権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない
- 3 前項の規定により議決権を行使するものは、出席者とみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 前項で理事又は監事の候補者の数が第19条に定める定数を上回る場合、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上18名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同条同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、正会員及び観光事業に関する知識経験者の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、会長、副会長、専務理事、理事又は職員の職を兼ねることかできない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、また、同様とする。

(役員職務及び権限)

第21条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有し、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 顧問等その他の期間

(顧問)

第26条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(専門委員会等)

第27条 会長は、当法人の事業達成のため必要な専門委員会等を理事会の決議を経て設置し、その会を構成する委員を、会員又は会員以外の者に委嘱することができる。

- 2 委員は、会長から委託された事項を処理する。

3 委員は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度毎に3か月を超える間隔で3回以上開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長が理事会を招集する。

3 総理事の3分の1以上の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき又は欠員のときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長が議長となる。

3 会長及び副会長に事故あるとき又は欠員のときは、出席理事の互選によって議長を定める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 会計及び基金

(資産の構成)

第36条 当法人の資産は、会費、負担金、補助金、寄付金及び事業収入、その他の収入からなるものとする。

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(基金の拠出)

第41条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、申込、割り当て、払込等の手続きについては、理事会が別に定める。

3 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

4 基金の返還にあたり、拠出者が返還を求めない場合は、第44条の規定によるものとする。

5 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所、その方法及びその他の必要な事項を清算人ないし清算人会において別に定める。

第9章 目的及び事業

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第44条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議によって定める公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは小牧市に寄付するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財産資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第48条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

- (1) 設立時社員 伊 藤 裕 康
- (2) 設立時社員 松 浦 秀 則
- (3) 設立時社員 速 水 昭 典
- (4) 設立時社員 山 内 均
- (5) 設立時社員 秋 田 実 朗
- (6) 設立時社員 高 橋 美喜雄
- (7) 設立時社員 廣 野 友 巳
- (8) 設立時社員 加 藤 政 司
- (9) 設立時社員 渡 邊 幸 治

(設立時役員等)

第51条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。

(1) 理事

設立時理事 松 浦 秀 則

設立時理事 伊 藤 裕 康

設立時理事 速 水 昭 典

設立時理事 山 内 均

設立時理事 秋 田 実 朗

設立時理事 高 橋 美喜雄

設立時理事 廣 野 友 巳

(2) 代表理事

設立時代表理事 松 浦 秀 則

(3) 監事

設立時監事 加 藤 政 司

設立時監事 渡 邊 幸 治

(委任)

第52条 この定款が定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項(総会の法定決議事項は除く。)は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第53条 前項で定められた事項を除き、本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人小牧市観光協会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

平成28年7月11日

設立時社員	伊 藤 裕 康	Ⓢ
設立時社員	松 浦 秀 則	Ⓢ
設立時社員	速 水 昭 典	Ⓢ
設立時社員	山 内 均	Ⓢ
設立時社員	秋 田 実 朗	Ⓢ
設立時社員	高 橋 美喜雄	Ⓢ
設立時社員	廣 野 友 巳	Ⓢ
設立時社員	加 藤 政 司	Ⓢ
設立時社員	渡 邊 幸 治	Ⓢ